

女性の活躍の前提として

図表4は、横軸に就業状況、縦軸に経済状況の座標を設定して、女性の状況を整理してみたものです。この図と照らし合わせて考えてみると、政府が進めようとしている「すべての女性が輝く社会づくり」は、どのような状況にある女性が、どのように活躍することに力点が置かれようとしているのでしょうか。

2014年10月に政府が発表した「すべての女性が輝く政策パッケージ」（以下、「政策パッケージ」）には、企業等における女性の活躍を推進していくための取組みとともに、「働く女性の処遇改善プラン」（仮称）の推進について次のような記載（※5）があります。

※5

働く女性には、自分の都合の良い時間に働きたい等の理由でパートなどの非正規雇用での働き方を選択している者も多い。このため、女性が多様なニーズに応じた働き方で様々な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現に資する各種施策を『働く女性の処遇改善プラン』（仮称）として年内目処にとりまとめ、着実に実施する。

出典：すべての女性が輝く政策パッケージ



家事や育児を担いながら、パートタイマーとして就労している女性が多いことは確かです。しかし、これは女性が「自分の都合の良い時間に働きたい」からなのでしょうか。

「政策パッケージ」には、「正社員実現加速プロジェクト」を実施するとして「勤務地・職務限定など『多様な正社員』の普及を目指す政策も盛り込まれています。パートナーの転勤などで退職を選択する女性が少なくないことは事実ですが、「多様な正社員」と「従来型の正社員」が新たなコース別雇用管理になることはないのか、心配が頭をよぎります。

活躍を阻むものは…

ここで2014年の新語・流行語大賞の候補語を見てみましょう。「輝く女性」「家事ハラ」「マタハラ」「セクハラやじ」「リベンジポルノ」「JKビジネス」などがリストアップされていることにお気づきでしょうか。家事労働への蔑視や妊娠中の働く女性へのハラスメント、意思決定の場である議会でのセクハラやじ、別れた相手の性的な画像をネットで拡散するリベンジポルノ、女子高生に男性客を接客させるJKビジネス…。

「輝く女性」とともに、こうした社会象を表す言葉が新語・流行語大賞の候補語になる状況をどう考えればよいのでしょうか。名づけられてこなかった事柄が問題化されて改善へ向かう兆しなのか、はたまたそうではないのか、いずれにしてもこれらの語が表す事態が改善されなければ、「女性の活躍推進」はおぼつかなくなってしまう。

基本法前文には、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ」との文言が書き込まれ、第3条には次のように書かれています。

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

出典：男女共同参画社会基本法

「女性の活躍」を推進していくためにも、もう一度、人権視点を再確認しておくことは、意味があると言えるでしょう。

新たな年を迎えるにあたって、「女性の活躍推進」のゆくえを注目していきたいと思えます。

今号の特集は、納米恵美子さんに寄稿していただきました。私達一人ひとりが、基本法の理念を十分理解し、人権視点を再確認する必要性を感じました。一方、企業においては、経営者の考え方や働く者同士の意識で女性が活躍し、成功している会社もあります。次ページでは、そのよな会社でご活躍されている大田区の女性技術者にインタビューしました。